

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210805	有限会社周南硝子(法人番号3250002003089) 代表者松村幸治	山口県防府市新築地町20-9	本社営業所	山口県防府市新築地町20-9	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項及び同条第4項	令和2年2月5日及び同年8月27日、死亡事故を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)乗務時間等告示のな書き遵守違反(安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項、第2項及び第3項)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	11	11
20210806	株式会社シミス運輸(法人番号1260001018601) 代表者清水和良	岡山県浅口郡里庄町見入4202番地の1	本社営業所	岡山県倉敷市連島町鶴新田2032	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
20210806	有限会社F.K EXPRESS(法人番号7240002046358) 代表者藤井和三	広島県福山市西新湊町2丁目25-35	福山営業所	広島県福山市箕島町5816-27	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
20210806	勝武運輸株式会社(法人番号5240002042169) 代表者小迫成哲	広島県福山市今津町1733番地	本社営業所	広島県東広島市西条町田口204番183	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
20210816	株式会社岡藪(法人番号5260001001529) 代表者花岡薫	岡山県岡山市中区平井5-7-60	本社営業所	岡山県岡山市中区平井5-7-60	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和2年9月3日及び同年10月7日、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3

20210823	株式会社MFL(法人番号2120902002170) 代表者信川英樹	大阪府摂津市鳥飼西1丁目1番17号	岡山営業所	岡山県岡山市東区上道北方730	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第3項前段、法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和2年6月23日及び同年8月31日、死亡事故を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更事前届出違反(事業用自動車の種別ごとの数)(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)事故の記録事項義務違反(安全規則第9条の2)、(4)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	6	6
20210823	有限会社糸川重機(法人番号5280002000239) 代表者糸川隆弘	鳥根県松江市東忌部町2144番地	本社営業所	鳥根県松江市東忌部町2143番地1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和3年5月7日、過積載運行を行ったとして鳥取県公安委員会から通知を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	2	2